

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 チャレンジャー燕三条店

所在地 燕市佐渡5105

設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

(変更前) 株式会社オーシャンシステム

(変更後) 株式会社オーシャンシステムほか3者

3 変更年月日

平成20年12月1日

4 変更の理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更及び出店

5 届出年月日

平成28年7月29日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、燕市商工振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成28年8月26日から平成28年12月26日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp